

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成24年02月29日

審査機関名 ロイドレジスタークオリティアシュアランスリミテッド

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	バイオマスボイラーの新設による排出削減事業
排出削減事業者名	株式会社 アグメント
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人 低炭素投資促進機構 (その他関連事業者名:なし)
事業実施場所	株式会社 アグメント (〒470-2211 愛知県知多郡阿久比町大字草木字末広22)
事業の概要	本事業は、新築に当たって木質バイオマスボイラーを導入することで、他の化石燃料等のボイラーを導入する場合に比して二酸化炭素排出量・ランニングコストの低減を図るものである。 バイオマスボイラー1台を新設する。本事業を実施する事により、ボイラーによる燃料使用量の削減及び低炭素燃料へのエネルギー転換によりCO2排出量を削減する。
排出削減量の計画	1,060tCO ₂ /年 但し、2011年度のみ530tCO ₂ 。 (事業実施期間合計 1,590tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	開始日 2011年 10月 1日 終了予定日 2013年 3月 31日
排出削減方法論	方法論番号001-A バイオマスを燃料とするボイラーの新設

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されることを、事業サイトを訪問して既存設備設置場所及び新設設備の設置場所をレイアウト図等により特定し確認した。

	<p>事業実施サイトの場所:株式会社 アグメント 住所:〒470-2211 愛知県知多郡阿久比町大字草木字末広22 事業実施サイトの視察日付: 2011年09月02日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務のないこと 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されることを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること 本事業は設備の更新ではなく、新規に設備を導入して事業を実施されることを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイトの訪問時の既存設備製造年月日、法定耐用年数等により確認し、該当しないことを確認した。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、当排出削減事業の入手した根拠資料、質問及び検算により全体で投資回収が出来ないことを確認した。またバイオマスの購入には不確実性が高く、想定の手価格より高いコストになり得る可能性、リスクが高いことから、本事業者としても通例では投資決定に至る案件ではない事を確認している。投資回収年数計算の根拠データは、関連客観的データと突合することにより正確性を確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 産業廃棄処理業界に於いては、3年以上の経営計画を立てるのが難しく、金融機関からも経営計画以内、すなわち3年以内に回収可能な投資の実施が一般であるとの実態がある。この状況の中で本事業は、国内クレジット制度によるクレジットの期待なくして実施される事は難しいと判断できる。また、この投資回収年だけでなく、国内クレジット制度への取り組みにより、本排出削減事業者の環境への姿勢をアピールできる効果が期待出来る事が、投資決定の一因となっている。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>排出削減事業者への質問等により当事業者が自主行動計画制度に入っていないことを確認している。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>本排出削減事業は、承認済み排出削減方法論001-Aに基づき排出削減量を計算している事を確認している。 方法論の適用条件を満たしていることを下記のとおり確認した。 【方法論番号001-A】</p>

	<p>1) 本排出削減事業は、承認済排出削減方法論001-Aに基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを確認している。</p> <p>適用条件1：設備仕様書の確認、現地視察、事業者への質問等により、バイオマス燃料とするボイラーを新設することを確認した。</p> <p>適用条件2：新設されるボイラーは、バイオマスボイラーであることから、ボイラー効率については適用されていない。</p> <p>適用条件3：バイオマスボイラー導入後の蒸気は、自家消費することを、関係資料の確認、現地視察及び事業者への質問等によって確認した。</p> <p>2) ベースラインの設定について、灯油ボイラーが選択されているが、事業実施場所近辺に都市ガス配管がないことから、業務用施設で一般的に導入されている灯油ボイラーの選択は適切であると判断される。ベースラインシナリオの適切性について、現地視察、事業者への質問等によって確認している。</p> <p>3) その他、バウンダリの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリング方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>特に当該事業で使用するバイオマス燃料の輸送等に係るリーケージ排出量については、本排出削減事業の排出削減量の5%に満たないことを、排出削減事業者および燃料供給事業者への質問や、関連証憑等により確認している。</p> <p>また助燃用の燃料（灯油）使用があるが、その使用量を算定に含めていることも確認した。</p> <p>さらに、バイオマスの含水率の考慮については、算定に当たって不整合がないことも確認した。</p>
--	---

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

- 現地有効化審査に於いて、是正が必要な事項が検出されたが、それらは全て適切に処置された事を確認した。
- 燃料となる木質バイオマスは、周辺森林などから発生する剪定枝、伐採・伐根材をチップ化したものであり、国産材であり、かつ未利用のものであることを質問、最近の実験結果、周辺状況等から確認した。

以上